

## 行 動 憲 章

平成21年3月24日 制定  
技術研究組合BEANS研究所

技術研究組合BEANS研究所（以下「組合」という。）に勤務するすべての役職員（派遣契約等による勤務者を含む）については、法令遵守（コンプライアンス）と法人としての倫理観をもって行動し、下記基本的事項を常に心がけて業務遂行に努めなければならない。

### （基本的事項）

1. 本組合の定める就業規則及びその他諸規則等を遵守して、日常業務の遂行にあたること。
2. 業務上知り得た情報等は、「情報管理に関する基本指針」に基づくと共に、取扱要領に基づく誓約書の提出により、職業人としての責務を果たすこと。
3. 収支が伴う業務は、一人で完結することなく常に2名以上の役職員で補完と牽制が可能となるような体制で遂行すること。
4. 職場において、人種、思想、信条、性別、年齢、社会的身分、家柄、国籍、障害の有無等による差別的な扱いや、セクシャルハラスメント等の嫌がらせを行なわないこと。
5. その他社会に反する行為（贈収賄、背任、粉飾決算、脱税等の不正行為）を行ってはならない。

以 上